

平成24年度 堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 第4回本会議 議事概要

日時	平成24年11月28日（水） 14：00～16：00
場所	健康福祉プラザ 4階 研修室B・C
出席者 (敬称略)	茅原、岸本、白石、扇田、野崎、高木、松本、丸野、梅田、谷口、前田、三田
欠席者 (敬称略)	佐野、吉村
支援者	ボランティア3名
事務局	中島、大塚
事務局補助	【総合相談情報センター】松本
傍聴	なし

● 健康福祉プラザの見学

- ・スタッフの説明を受けながら、館内を見学。
- ・2階にある重症心身障害者（児）支援センター「ベルデさかい」（通所部分）及び視覚・聴覚障害者センターを見学した後、2班に分かれて地下、1階、4階を見学。
- ・入所部分については冬期にさしかかるため、インフルエンザ等の感染症予防の観点から見学不可とのこと。
- ・3階については相談機関のみであるため、見学は省略することとした。

● 健康福祉プラザの見学を終えて

【アクセス】

- ・交通が不便。
- ・巡回バス等を走らせてほしい。
- ・自転車で来たが、駐輪スペースが狭い。

【構造・設備】

- ・体育館は広かったが、エレベータが狭かった。
- ・トイレも狭く、設計段階でもっと障害者の声を聞いてほしかった。
- ・障害者用トイレだけでなく、一般トイレについても車いすで利用できるよう、十分な広さを確保すべき。
- ・プールの更衣室が狭い。細かく分類するのではなく、家族用スペースについては必要に応じてパネルで仕切るなど、限られたスペースを有効活用する方法はもっとあったのでは。
- ・広いところは広いが、狭いと感じる部分も多く、極端な印象を受けた。
- ・きれいで設備も整っており、こういった施設ができたというのは良いこと。支援者側からすると、非常にサポートしやすい環境になっていると思う。あとは、利用者側からの要望にどれだけ応えられるかということだと思うが、設備的には十分だと思う。

- ・体育館のドアを開けて見学していた際、開いていたドアが閉まつてくる状態だったので、安全のため、開いたドアを固定できるストッパーのようなものを設置すべき。
- ・4階の庭園について、見かけはきれいだが、点字ブロックがなく、視覚障害者への配慮がなされていない。
- ・視覚・聴覚障害者センターのライブラリーについて、項目によって棚の色やレイアウトを変えるなど、何がどこにあるのかを分かりやすくする工夫が必要。

【機能】

- ・難病患者支援センターがあるのは心強い。
- ・入所機能について、重度の人が自分の意思で入っているのかどうか疑問。一度入ると出られないのでは。
- ・施設スタッフの説明の中で、「重症心身障害者の医療型施設であるため、地域生活への移行に向けたプログラムは基本的にはない」との話があったが、たとえ困難であっても、やはり地域を目指すべきだと思う。

【周知】

- ・他の市民から聞いた話として、施設の周知が不十分で、設置目的に「障害者と市民の方々が交流を通じて相互理解を図る」（パンフレット裏面にも記載）とあるにもかかわらず、障害者だけの施設となっているのでは、との声がある。
- ・利用者数が少ないと感じた。「静かであること」をよしとする考え方もあるのかもしれないが、利用すべき人が利用できていないのであれば、もっと広めていくべき。

【その他】

- ・施設スタッフの説明について、声も小さく、何を言っているのか分からなかった。厳しいかもしれないが、福祉現場のスタッフとしてどうなのかと思う。「伝える」ということについて、もっと普段から意識してほしい。
- ・見学に当たって配付されたパンフレット類について、ルビが入っておらず、字も小さい。
- ・利用者として意見を言える場をつくってほしい。

【参考（確認結果）】

- ・上記のほか、①地下駐車場の障害者用スペースの台数、②各階の点字案内板、③エレベータ内の点字及び音声案内の3点について疑義が生じていたところであるが、後ほど事務局において確認したところ、以下のとおりであった。
 - ①地下駐車場： 駐車スペースは全部で65台分あり、障害者用スペースは15台分。
 - ②各階の点字案内板： 設置あり
 - ③エレベータ内の点字及び音声案内： いずれも設置あり

● 当事者交流会について（課題整理等）

- ・当議題については次回以降に延期。（プラザの見学において予定時間を大幅に超過したため）
- ・本体資料とは別に配付している「実施報告」については各自、ご確認をお願いしたい。

● ヘルパー事業者研修（12/11）について

- ・シンポジウムのパネラーとして出席予定の5名（白石委員、庵田委員、野崎委員、丸野委員、梅田

委員)は当日、13:30集合でお願いしたい。

● ブログについて

- 当議題については次回以降に延期。(プラザの見学において予定時間を大幅に超過したため)

● その他情報交換、報告

- 前田委員から、堺区自立支援協議会の「障害をもつみんなの交流会」(12/19午後)への参加の呼びかけがあり、丸野委員、梅田委員、松本委員の3名が参加可能とのこと。
- 三田会長から、12/22(土)の「堺市障害者虐待防止啓発セミナー」(三田会長もパネルディスカッションのファシリテーターとして参加)での議論に活かすため、10月から施行された障害者虐待防止法について意見を出してほしいとの問い合わせがあり、以下の意見が出された。

【どんな法律か知っていますか?】

- *職場や施設などで暴言や暴力を受けたときに通報。通所施設の家族会で説明があった。
- *利用者や家族の了解なく、施設職員が身体拘束をした場合は虐待になる。
- *よく知らない。施設職員にとってはやりにくくなる部分もあるかもしれないが、法律ができたことはいいこと。
- *私も聞いたことがなく、よく知らないが、障害者と支援者が上下関係になることなく、平等な関係を保つためのものというイメージ。
- *施行することも大事だが、今後、見直していくことも大事。
- *法律ができても守らない人がいるので、本人から発信していくことが大事。また、第三者が事実を認めてくれないと何も進まないので、その第三者がしっかりしないと、本人がまた嫌な思いをため込んでしまう。
- *よく知らない。言葉からは物々しい印象がある。施設、あるいは限定された家庭内など、何らかの閉鎖された空間で起こる、弱者への暴力を指すものと推測される。
- *よく知らない。ただ、法律ができた背景として、法律をつくらないと歯止めがきかないような状況があるのかもしれない。
- *虐待を行った施設や支援者に対して何らかの指導がなされるのであれば効果はあると思う。
- *児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が制定されており、その流れの中で制定されたもの。本人は虐待と気づいていないが、実際には施設や親元で虐待が起きている、といったケースもあると思う。また、虐待の範囲には、本人の年金を他人が勝手に使うなどの経済的虐待も含まれている。
- *障害者の理解が進むためには、皆で声を上げていくことが必要。
- *もっと早くつくるべきであった。
- *法律ができるのはよいことだが、ケースによっては難しいこともある。例えば、重度の多動のケースで、パニックを起こして走り回っているような場合、はがいじめにして落ち着かせないといけないこともある。部分的な行為だけをみれば、虐待に近いことをやってしまっているのだが、安全確保の観点からは必要な場合もある。支援の現場においては、やはり信頼関係が重要。

【学校や病院は対象外となっている点についてどう思いますか?】

*それでは意味がない。

*障害者差別禁止法の制定に向けた布石として意味のある法律だと思うが、学校や病院が対象外というのでは、今後どうなるのか心配になってくる。

【行政（事務局）からも一言お願いします】

*権利をどう守るか、という権利擁護の考え方方が背景にあり、その中でも非常に極端な権利侵害として虐待というものがある。

*また、この法律は、虐待した人を「罰する」法律ではなく「支援する」法律となっている。例えば、親が虐待してしまった場合に、その親も含めて支援し、よい方向にもっていくというもの。

*権利擁護を考えしていく1つのきっかけとして、この法律ができたことは一步前進であるが、これで終わりではなく、差別禁止法なども含めて今後も考えていくべき問題である。

● 次回 障害当事者部会 運営会議

・12月26日（水）14：00～16：00 堺市総合福祉会館 5階 第3研修室B